

# 維持管理を円滑に行うための体制、 地方公共団体等の支援方策について

— 資料1 —

## 1. 維持管理に関する課題と現在の取り組み、及び 小委員会において頂いた意見

- ・これまでのご意見を踏まえた検討の方向性(案)

## 2. 維持管理すべき施設の優先順位付けに関する方向性

## 3. 維持管理手法の合理化等に関する方向性

## 4. 維持管理の体制の整備

- 1)市町村における維持管理実施体制づくりへの支援
- 2)市町村の連携による事務の共同処理体制構築に向けての支援
- 3)市町村の行う判断への支援の仕組み
- 4)代行措置等による国土交通省による支援

## 5. 維持管理における民間分野の役割の方向性

---

# **1. 維持管理に関する課題と現在の取り組み、 及び小委員会において頂いた意見**

## 進む施設の老朽化

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、今後20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 <sup>注1)</sup> (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本 <sup>注2)</sup>	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 <sup>注3)</sup>	約25%	約43%	約64%
下水道管渠 [総延長:約45万km <sup>注4)</sup>	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 <sup>注5)</sup> (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

- 注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
- 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
- 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
- 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

# 維持管理に関する課題

## 技術者数の不足

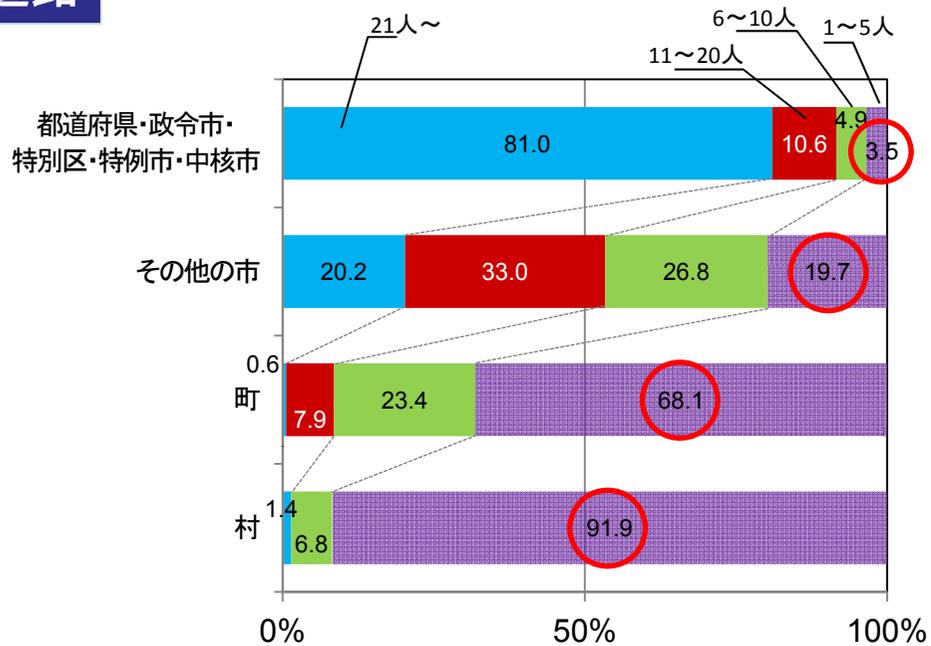
社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

○維持管理・更新業務を担当する職員数が5人以下である市町村が多い。

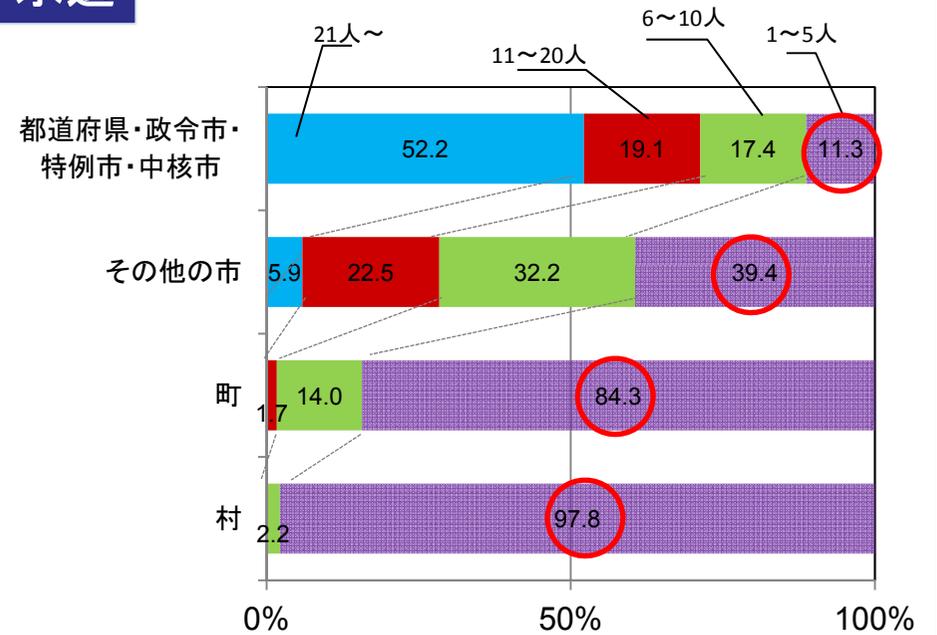
維持管理・更新業務を担当する職員数

※同一の職員が複数分野の業務を担当している場合には、重複して計上。

### 道路



### 下水道



# 維持管理に関する課題

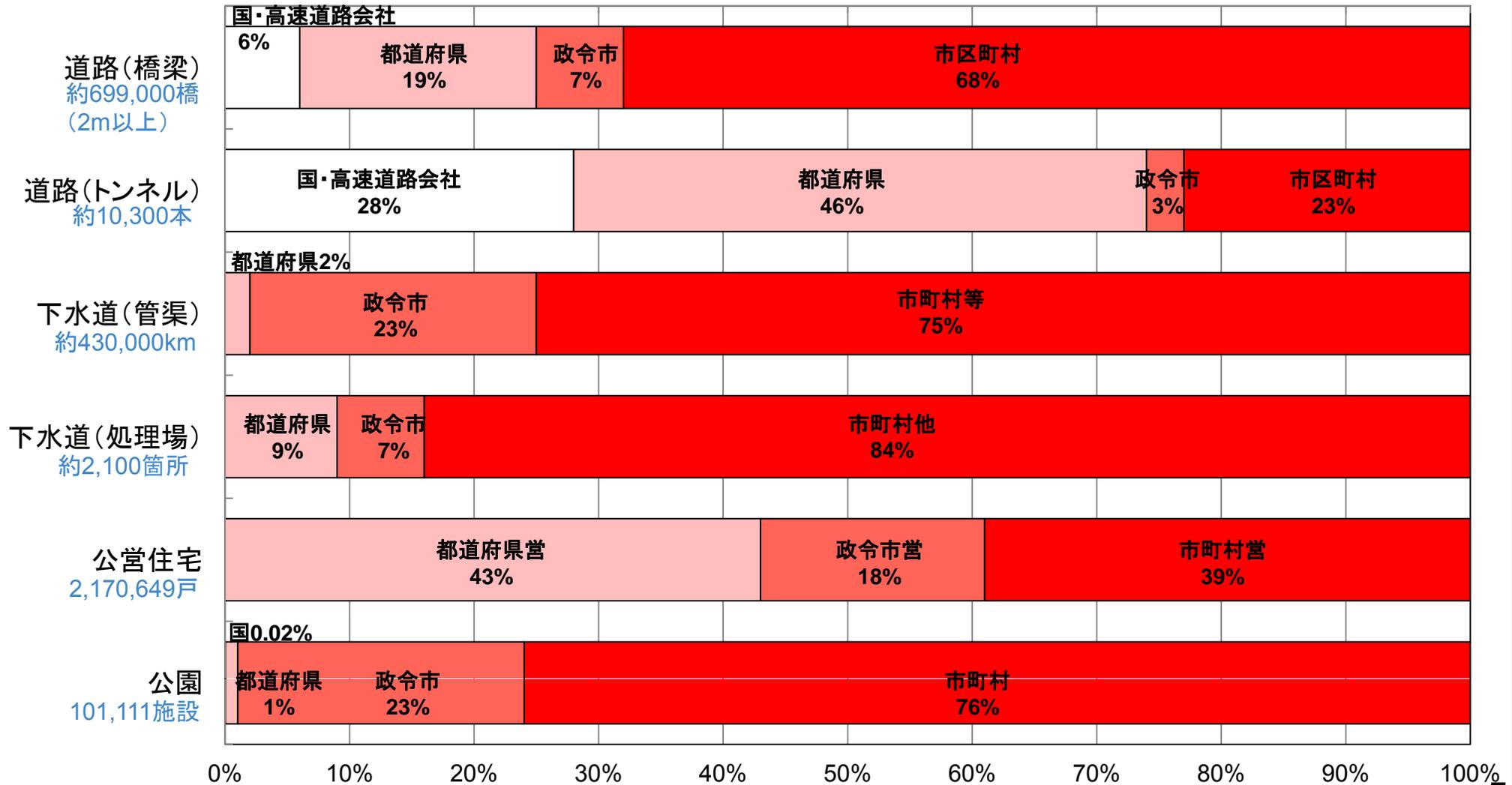
## 市町村管理の割合

○市町村管理の割合が大きい分野が多い。

社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月) 参考資料より作成

### 各分野の管理者別の施設数

□ 国・高速道路会社  
■ 都道府県・政令市・市区町村等



# 維持管理に関する現在の取り組み

## 法令・マニュアルの整備による点検頻度等の明確化

○点検マニュアル改訂等による点検内容の明確化が進み、一部施設では点検頻度を明確にし、管理者へ義務づけたものもあれば、今後、基準等を整備し、明確にしていく予定の施設もある。

施設分野	点検の頻度	適用開始年月
橋梁・トンネル等	・5年に1回、近接目視により、全数監視を実施	平成26年7月より
河川管理施設	・点検、目視その他適切な方法により、1年に1回以上の適切な頻度で実施	平成25年12月より
港湾施設	・定期点検診断は、5年以内ごとに、人命、財産または社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある施設にあっては、3年以内ごとに実施	平成26年3月より
下水道	・公益社団法人日本下水道協会が下水道維持管理指針を平成26年9月に改定 ・国においては、下水道管路施設の技術基準等を検討中	

# 維持管理に関する現在の取り組み

地方公共団体等が各施設の予防保全的管理を推進できるよう、財政的支援や技術的支援を実施。

## 財政的支援

防災・安全交付金等で以下を支援

- ・長寿命化計画策定費
- ・長寿命化計画に基づく長寿命化対策修繕及び更新

## 技術的支援

- ・点検・診断・補修に係る技術的な指針等の策定
- ・点検・診断やメンテナンス、長寿命化に係る技術開発
- ・技術系職員への研修等人材育成
- ・国土技術政策総合研究所、(独)土木研究所等による損傷発生時の技術的助言 等

### 《講習会の実施》



### 《研究機関等の技術的助言》



原田橋(浜松市管理)に対する技術支援(平成24年4月)

- ・浜松市からの要請により、中部地整TEC-FORCE派遣、国総研・土研の現地派遣を実施



# 維持管理に関する現在の取り組み

## 社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化

- ・ 確実な維持管理が行えるよう、従来の取組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。
- ・ 技術者不足が指摘されている地方公共団体等への技術的支援の一環として、平成26年度より研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。

### ○道路、河川分野の研修

各地方整備局等の技術事務所等を利用した全国的な研修体制を敷くことで、維持管理に係る能力を特に強化

道路:5000人/5年

河川:1000人/5年



平成26年度河川管理実務者研修の様子(近畿地方整備局)



### ○港湾分野(海岸保全施設を含む)の研修

国土技術政策総合研究所において全国の国及び港湾管理者の職員を対象にした研修の実施をもって、維持管理に係る能力を特に強化

港湾:400人/5年



平成26年度港湾における維持管理の研修の様子



# 維持管理に関する現在の取り組み

## 「道路メンテナンス会議」による地方公共団体の取組に対する体制支援

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、全都道府県で「道路メンテナンス会議」を設置済(H26.7)。

### 体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)
- ・道路公社

### 役割

1. 研修・基準類の説明会等の調整
  2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
  3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
  4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
  5. 技術的な相談対応
- 等



会議状況

## 【これまでの小委員会(4/16、8/5)にていただいたご意見】

### 検討の着眼点、具体的な検討を行う事項について

1) 施設の優先順位に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスの実施には、優先順位を付けて実施すべきではないか。</li> </ul>	方向性(案)を提示
2) 手法の合理化に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースの共通化を図るべきではないか。</li> <li>・発注手続き等、維持管理に係るシステムの標準化等が必要。</li> <li>・地公体に柔軟な発注方式の活用ができるようにする必要がある。</li> <li>・効率化のためには標準化が必要であり、国土交通省がメンテナンスに係る標準的な実施方法を示していくべきではないか。</li> <li>・診断について困っている地方公共団体が多いと思うので、診断はプラットフォームでデータベース化を図り、他事例を参照できるようにしてはどうか。</li> <li>・環境が近い近隣の地方公共団体であれば参考となる情報があるので、共有等しながら支援する仕組みが必要。</li> </ul>	方向性(案)を提示
3) 体制の整備に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスの初期段階の支援とメンテナンスサイクルが進んでからの支援体制は異なるのではないか。</li> </ul>	小委員会で検討

---

## **2. 維持管理すべき施設の優先順位付けに関する方向性**

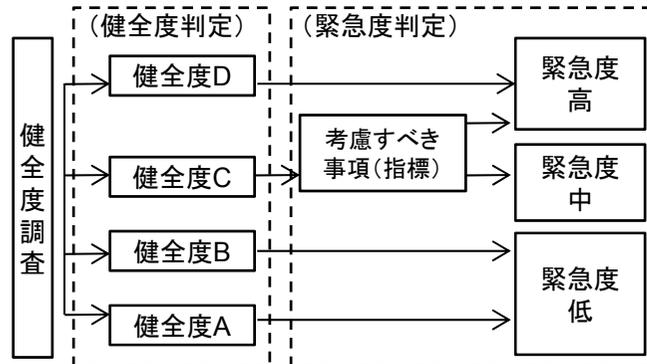
# 優先順位付けに関する取組事例について

## 【①:公園】

○「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(H24.4)を策定し、健全度、緊急度等を考慮した対策の優先順位付けの方法を示している。

### 「公園施設長寿命化計画策定方針(案)」(H24.4)

#### 健全度調査と健全度・緊急度判定



#### ●緊急度判定をする際に考慮すべき事項(指標)の例

- ・利用者数
- ・災害時の避難場所指定の有無
- ・パブリック・コメント等による市民の意思

#### 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	・健全度判定がDの公園施設 ・健全度判定がCの公園施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項(指標)に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設
中	・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、若しくは更新を行わない公園施設
低	健全度判定がA又はBの公園施設

## 【②:下水道】

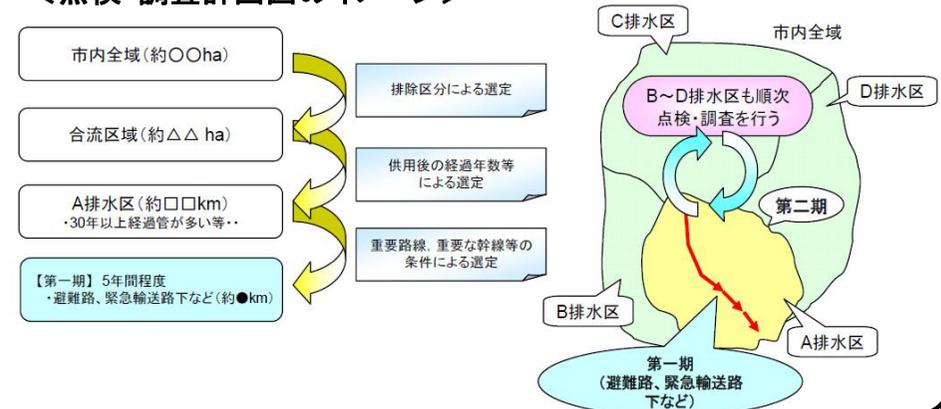
○「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」(H25.9)により、リスク評価を踏まえた優先順位付け等の考え方を示している。

### 「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」(H25.9)

#### <優先順位に基づく調査年次検討例>

管きよNo	リスク評価ランク		リスク評価(マトリクス)		優先順位	調査年次(年目)
	発生確率	被害規模				
Pi00001	5	A	25	リスク高	1	1
Pi00002	4	A	23	リスク高	2	1
Pi00003	4	C	19	リスク中	3	1
Pi00004	3	B	18	リスク中	4	1
...	...	...	...	...	...	...
Pi00026	3	D	10	リスク低	25	2
Pi00027	2	C	9	リスク低	26	2
...	...	...	...	...	...	...

#### <点検・調査計画図のイメージ>



# 各施設分野取組状況と今後の方向性

- 各分野毎に、維持管理計画策定のためのガイドライン等において、点検結果や施設の重要度等を踏まえて対策の優先順位付けを行う旨の記載が進められているところ。
- 今後、ガイドライン等を踏まえ、個別施設計画策定時に具体的優先順位付けの検討を進めていく。

## 維持管理の優先順位付けに関する取組

	維持管理の優先順位付けに関する取組
道路	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁などを最優先で点検するなどの考え方を「橋梁点検の優先順位の考え方(案)」(H26.7)に明記
河川・ダム	施設の健全度を評価するために点検すべき項目、健全度評価の基準及び施設の健全度や社会要因等を考慮した優先順位の設定手法等を「河川管理施設における診断・補修マニュアル(案)」(H26.3)、「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」(H20.3)や「ダム総合点検実施要領・同解説」(H25.10)等に明記
砂防	施設の健全度を評価するとともに、個々の砂防関係施設の重要度、災害履歴等の防災上の観点等を勘案して対策の優先順位を検討することを、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」(H26.6)に明記
海岸	劣化予測の検討結果や背後地の状況、施設の利用状況等を踏まえ、対策の優先順位を検討することについて、「海岸保全施設維持管理マニュアル」(H26.3)に明記
下水道	機能上重要であること、社会的影響が大きいこと、事故時に対応が難しいことなどの項目から影響度を設定し、リスク評価を行って優先順位を付けることを、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」(H25.9)に明記
港湾	点検・診断結果や施設の重要度に応じて対策の優先順位を検討することについて、「今後の港湾施設の維持管理等の課題に対する対応方針」(H26.5)に明記
空港	点検及び評価については、施設の重要度、劣化の状況、劣化の進行予測、供用性、使用性等を考慮することを、「空港内の施設の維持管理指針」(H25.10)に明記
公園	施設の規模、利用状況、健全度、緊急度等を踏まえた優先順位を検討することについて、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(H24.4)に考え方を明記
住宅	施設の経過年数や需要、躯体の安全性等による評価を行い、維持管理・更新の方針や予定時期について検討することについて、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(H21.3)に考え方を明記
官庁施設	官庁施設の点検等の結果を踏まえ、老朽化の状況等から対応の緊急度を判定する考え方について「修繕・改善計画に対する緊急度判定基準」(H11.8 最終H25.1)に明記
鉄道	構造物の健全度、重要度、列車運行への影響度等から対策の優先順位を検討することについて、「鉄道構造物等維持管理標準(構造物編)」(H19.1)に考え方を明記

---

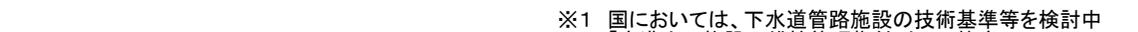
### **3. 維持管理手法の合理化等 に関する方向性**

# 維持管理手法の合理化に関する取組例(①基準化・マニュアル化)

- 多くの分野でこれまでに得られた知見等を踏まえ、維持管理に係る基準等の見直し等を実施
- 新たな基準、マニュアルによる点検・診断等を開始。

## ■基準・マニュアルの策定・見直し状況(H26年3月末時点)

 :既に行われている取組  
 :今後行われる予定の取組

分野	内容	進捗段階と今後の予定			
		①局内・庁内検討	②検討委員会等開催	③内容とりまとめ	④公表・周知
道路	各道路構造物の定期点検要領の策定				
					※ H26年6月策定済
河川	中小河川の管理に関する技術基準の改訂、 点検マニュアルの策定				
	ゲート・ポンプの技術基準等の改訂				
ダム	河川砂防技術基準(ダム維持管理編)の策定				
					※H26年4月策定済
砂防	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)の策定				
					※H26年6月策定済
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂				
下水道	下水道維持管理指針((公社)日本下水道協会)の改訂				
					※H26年9月 ※1
港湾	港湾の施設の点検診断ガイドラインの策定				
空港	空港土木施設管理規程の改訂				
					※2
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準の改訂				
					※H26年度中改訂予定
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂				
					※H26年度中策定予定
航路標識	航路標識等保守要領の改訂				
公園	公園施設の安全点検に係る指針の策定				
					※H26年度中策定予定
公営住宅 UR住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂				
	事業主体(UR)独自のマニュアル等の改訂				
					※H26年度中策定予定

※1 国においては、下水道管路施設の技術基準等を検討中  
 ※2 「空港内の施設の維持管理指針」として策定

# 維持管理手法の合理化に関する取組例(②情報基盤の整備と活用)

現状のデータベースの整備に関する取組について、例えば以下のような取組が行われている。

## 【データベースの整備】

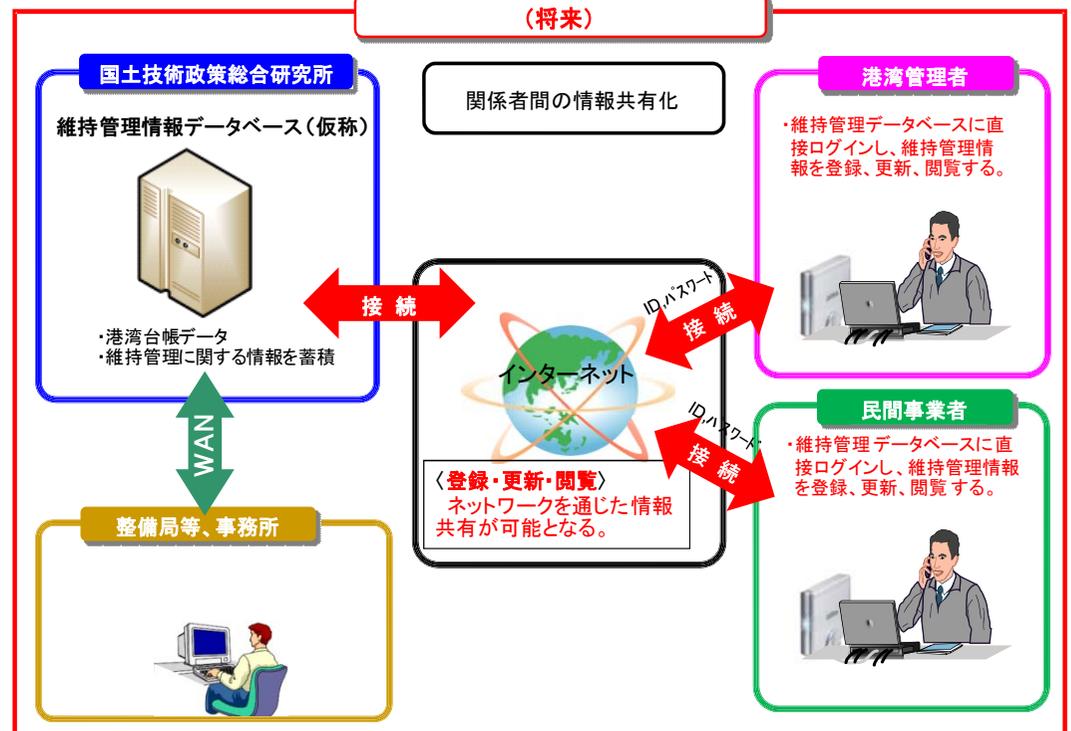
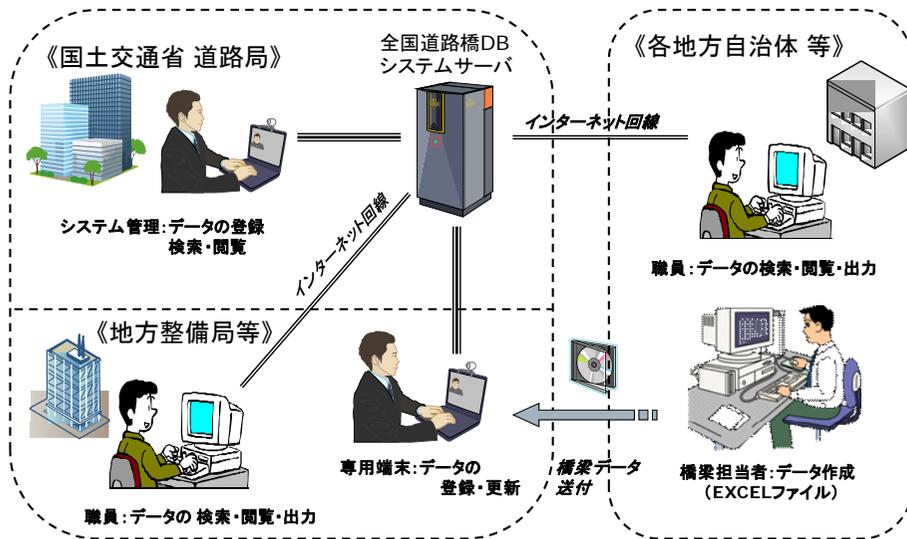
### 全国道路橋データベースの整備

橋梁について、国土交通省及び地方公共団体の施設を対象に、施設の諸元、施工条件、点検・診断及び修繕の履歴等を内容とする共通のデータベースである「全国道路橋データベース」を整備。定期点検の結果を蓄積予定。

### 港湾施設の維持管理データベースの整備

国有港湾施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースを構築しており、平成25年度までに情報の蓄積を完了。  
平成26年度から他の港湾管理者の施設を追加し、港湾管理者がデータベースの情報の蓄積を完了できるよう、システムの充実や強化等の技術的支援を実施。

### 【港湾施設の情報管理データベースイメージ(将来)】



# 維持管理手法の合理化に関する取組例(②情報基盤の整備と活用)

- 多くの分野でH25年度中に既存データベースの改善等と新規データベースの構築を概ね完了。
- H26年度から実際にデータベースの運用を開始。

## ■ 既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況(H26年3月末時点)

■ : 既に行われている取組  
□ : 今後行われる予定の取組

分野	内容	進捗段階と今後の予定				
		①局内・庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新
<b>既存データベースの改善等</b>						
道路 (橋梁)	国保有のシステムで直轄データを一元管理 (一部地方自治体データも収録) →情報の蓄積、地方自治体管理データの収録	■	■	■	■	■
河川	国保有のシステムで直轄データを一元管理 →H25年度末までに全部運用	■	■	■	■	□ 情報の蓄積・更新
ダム	直轄データを施設毎に管理 →データの集約・データベース化を促進	■	■	■	■	□ 情報の蓄積・更新
港湾	国保有のシステムで直轄データを一元管理 →情報の蓄積、港湾管理者所有施設データの収録	■	■	■	■	■
空港	国保有のシステム(空港施設CALS)で直轄データを一元管理 →情報の蓄積、地方自治体管理空港への普及促進	■	■	■	■	■
航路標識	国保有のシステムで直轄データを一元管理 →維持管理履歴など管理情報を充実	■	■	■	■	□ 情報の蓄積・更新
UR住宅	UR保有のシステムで事業者データを一元管理 →点検情報などの管理情報を充実	■	■	■	■	■
官庁施設	国保有のシステム(保全業務支援システム)で各省各庁のデータを一元管理→システムの改良	■	■	■	□ ※H26年度中	□ 情報の蓄積・更新
<b>新規データベースの構築</b>						
道路 (トンネル等)	システム構築、他の構造物も着手	■	■	□ ※H26年度中	□	□ 情報の蓄積・更新
砂防	台帳等の電子化に着手・推進	■	■	■	■	□ 情報の蓄積・更新
海岸	台帳等の電子化に着手・推進	■	■	■	□ ※H27年度中	■
下水道	システム構築し、地方公共団体が保有する下水道施設情報を収集してシステムで一元管理。未電子化地方自治体の電子化を促進	■	□ ※H27年度中	□	□ ※H28年度中	□ 情報の蓄積・更新
鉄道	システム構築(中小鉄道事業者等)	■	■	■	■	■
自動車道	システム構築	■	■	■	■	□ 情報の蓄積・更新

# 維持管理手法の合理化に関する取組例( ②情報基盤の整備と活用)

○社会資本とその維持管理に係る情報を統一的に扱う基盤プラットフォームを構築

→ 設計時、施工時、維持管理時、モニタリング時など、それぞれの分野、段階で整備・収集された、インフラに関するデータを一元的に扱うためのルールを策定

→ 膨大なセンサデータも収集し、既存データと合わせて分析することで、維持管理の効率化・高度化を可能にするための基盤システムを構築

→インフラ施設状況の「見える化」のためのポータルサイト

## 活用イメージ(例)

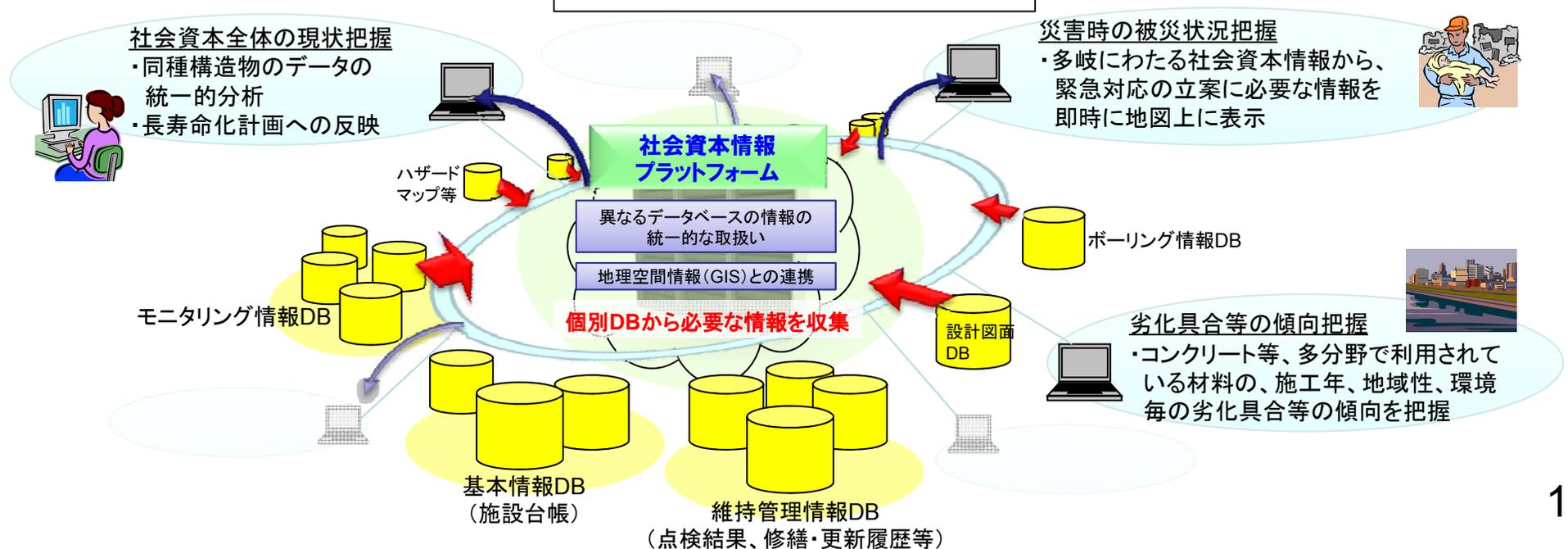
・社会資本全体の維持管理に係る状況の把握

→全国にある同種構造物のデータを統一的に分析することで、劣化等を早期に把握し、管理や長寿命化計画に反映

・大規模災害時の応急復旧計画のための情報把握

→被災地の被災施設、緊急報告結果、復旧状況、空中写真等をプラットフォームを利用して集約。地理空間情報と連携させることにより、使用可能な経路、優先して復旧すべき施設等の検討に活用。(他府省との連携も視野) など

## 社会資本情報プラットフォームのイメージ



# 維持管理手法の合理化に関する取組例(③入札契約方式の合理化)

## 地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用  
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化  
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ  
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ  
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

## 地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
  - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
  - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
  - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

## 維持管理手法の合理化に関する方向性(案)

○ 維持管理手法の合理化については、例えば下記のような取組を進めていく。

### [基準類の整備]

新たな点検・診断手法の知見等については、適宜基準類への反映を行い維持管理手法の効率化・合理化を図る。

### [データベースの整備]

現在各分野でデータベースの整備が進められているが、今後は、地方公共団体も含めた情報の収集を図る。

### [入札契約制度の改善]

維持管理工事に係る入札契約の合理化については、地域維持型契約方式の導入など、様々な取組が進められており、今後その活用状況の把握に努めるとともに、必要に応じ改善等の見直しを行う。

## 4. 維持管理の体制の整備

- 基本的考え方

(1) 市町村における維持管理実施体制づくりへの支援

(2) 市町村の連携による事務の共同処理体制構築に向けての支援

(3) 市町村の行う判断への支援の仕組み

(4) 代行措置等による国による支援

## 検討の視点

### [現状]

- ・マニュアル等の整備による新たな維持管理体制の実施
- ・技術力・技術者不足に対する様々な支援の実施(研修や道路メンテナンス会議等)

### [今後想定される課題]

- ・老朽化施設が増大していく中で、現状の施設管理体制では不十分
- ・施設の老朽化が急激に進行し、高度な技術を必要とする大規模修繕の増大が見込まれる  
新たな局面に対し、体制が未確立

### [検討の視点]

- ・現行の支援等の充実により、当面の対応を図りつつ、必要に応じて、中期的な視点から、サステイナブルな維持管理体制の確立に向けて、今後取り組むべき対策を検討

#### ■ 道路(橋梁)における大規模修繕の例

浜松市が管理する天竜川原田橋(1956年竣工)における損傷と修繕

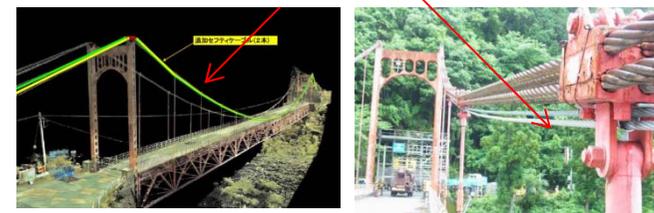
→ 国・市による対策プロジェクトチームが設立され、国土交通省の技術支援を受け、市が対策を実施



原田橋(浜松市)



ケーブルの破断状況



追加セーフティーケーブルの設置

## 基本的考え方

### 1. 従来の部分修繕等のレベルの維持管理に対して

- 市町村は、管理者自らの責任においてメンテナンスを実施できる体制を計画的に構築していく必要がある。
- このため国土交通省は、市町村が継続的な維持管理が進められるよう、以下の取組を行う必要がある。
  - (1) 市町村における維持管理実施体制づくりへの支援
  - (2) 市町村の連携による事務の共同処理体制構築に向けての支援

### 2. 大規模な修繕等または高度な技術が必要な場合に対して

- 国土交通省は、施設管理者と支援者の役割・責任を整理し、以下の取組を行う必要がある。
  - (3) 市町村の行う判断への支援

### 3. 高度な技術等が必要で、その施設の社会的影響も大きい場合に対して

- 国土交通省は、以下の取組みを行う必要がある。
  - (4) 代行措置等による国による支援

### 都道府県と連携した支援

多くの都道府県で設置されている建設技術センター等では、建設技術に関する相談・支援の役割を担っている。

また、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、市町村が広域的に連携して体制構築に取り組む際のサポート役が期待される。

今後、国は、都道府県と連携して市町村支援に取り組むことが重要。

#### <兵庫県における市町村支援の例>

・人員・技術力の支援として、(公財)兵庫県まちづくり技術センターが、市町の橋梁等の老朽化対策について、点検・評価のアドバイス、修繕計画の策定や修繕・更新工事の積算・工事監理の受託、点検・調査データ等の蓄積・管理等を実施。

・技術力の支援として、「ワンストップ相談窓口」の設置によって、老朽化した社会インフラの修繕等に関する相談を受付。窓口は、まちづくり技術センターに設置されているが、県、まちづくり技術センター、有識者によって回答・助言。

# (1)市町村における維持管理実施体制づくりへの支援

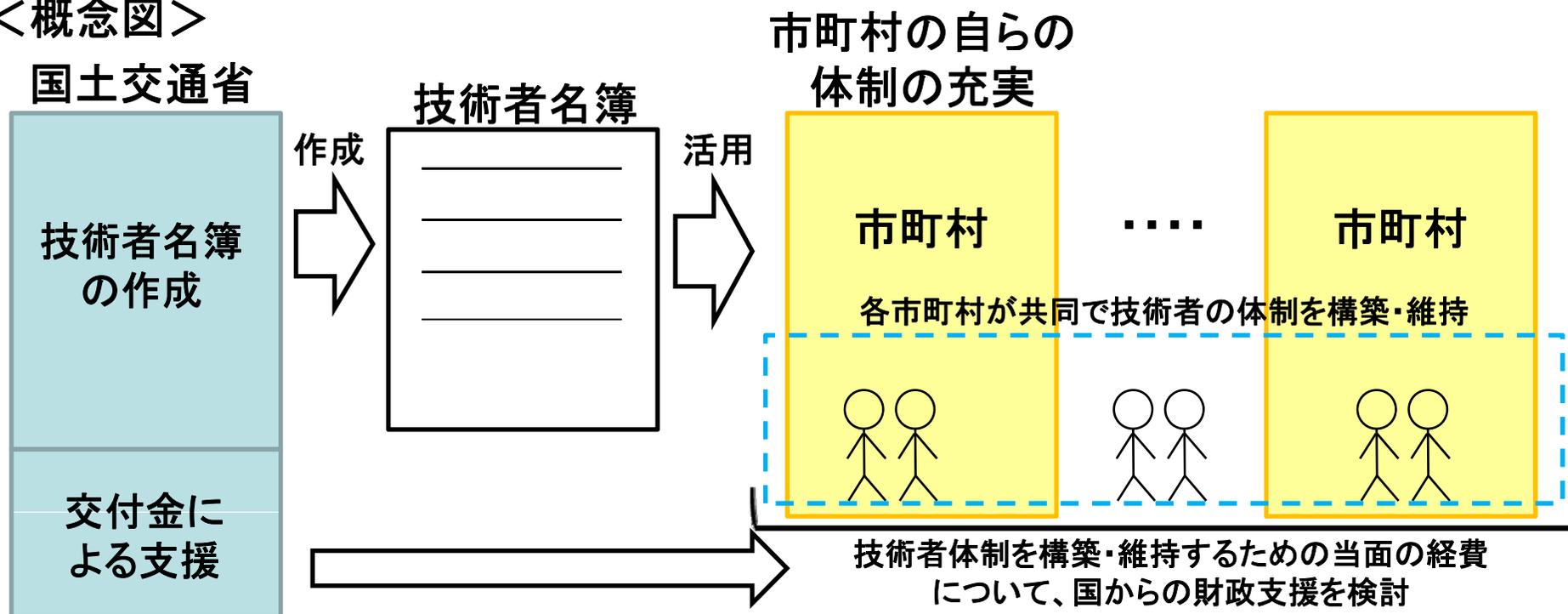
## ●技術者登録・活用制度の構築

- ・施設管理者の体制が充実されるよう、必要な技術・経験を有する者(有資格者等)の評価・登録を行うなどの仕組みを構築。市町村は、自らの組織を充実させ、自らの責任のもと維持管理を推進。
- ・単独の市町村での体制構築が困難な場合は、複数市町村が共同して体制構築。

## ●市町村の体制づくりに対する予算的支援

- ・上記技術者体制を構築・維持するための当面の経費についての支援を検討。

### <概念図>



## (2)市町村の連携による事務の共同処理体制構築に向けての支援

### インフラの維持管理の共同処理に関する考え方

#### (共同処理を行う範囲の考え方)

○共同処理する事務は、以下の様なケースが想定される。

- ①: 点検業務の発注
- ②: 点検、診断までの業務(発注、監督、検査)
- ③: ②に加え軽微な補修工事(措置・対策)まで含める。

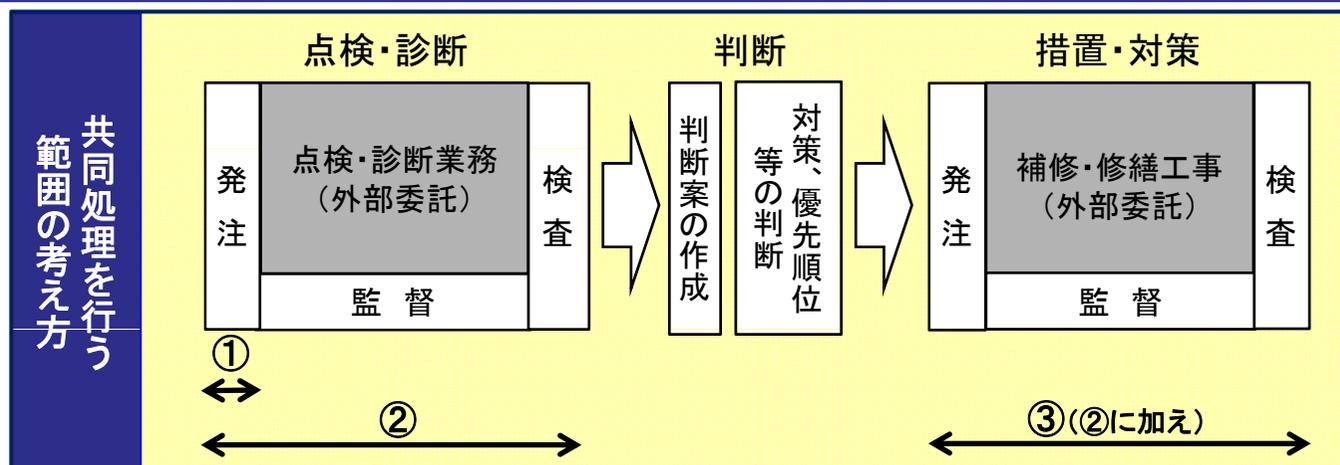
なお、上記事務の共同処理にあたっては、責任分担等の考え方を事前に取り決めておくことが必要。

#### (補修工事における共同処理の留意点)

○補修工事は発注後の工事実施時に新たに判明した施設の状況等に応じた費用変更が生じることが想定される。このため、補修工事を共同処理する場合は軽微なものに留めるか、変更時の費用負担の考え方を事前に取り決めて置くことが望ましい。

#### (共同処理になじまない事務)

○許認可、監督処分等公権力の行使に関する事務や大規模な改良工事等は、施設管理者への個別責任が強く、なじまないと考えられる。



## (2)市町村の連携による事務の共同処理体制構築に向けての支援

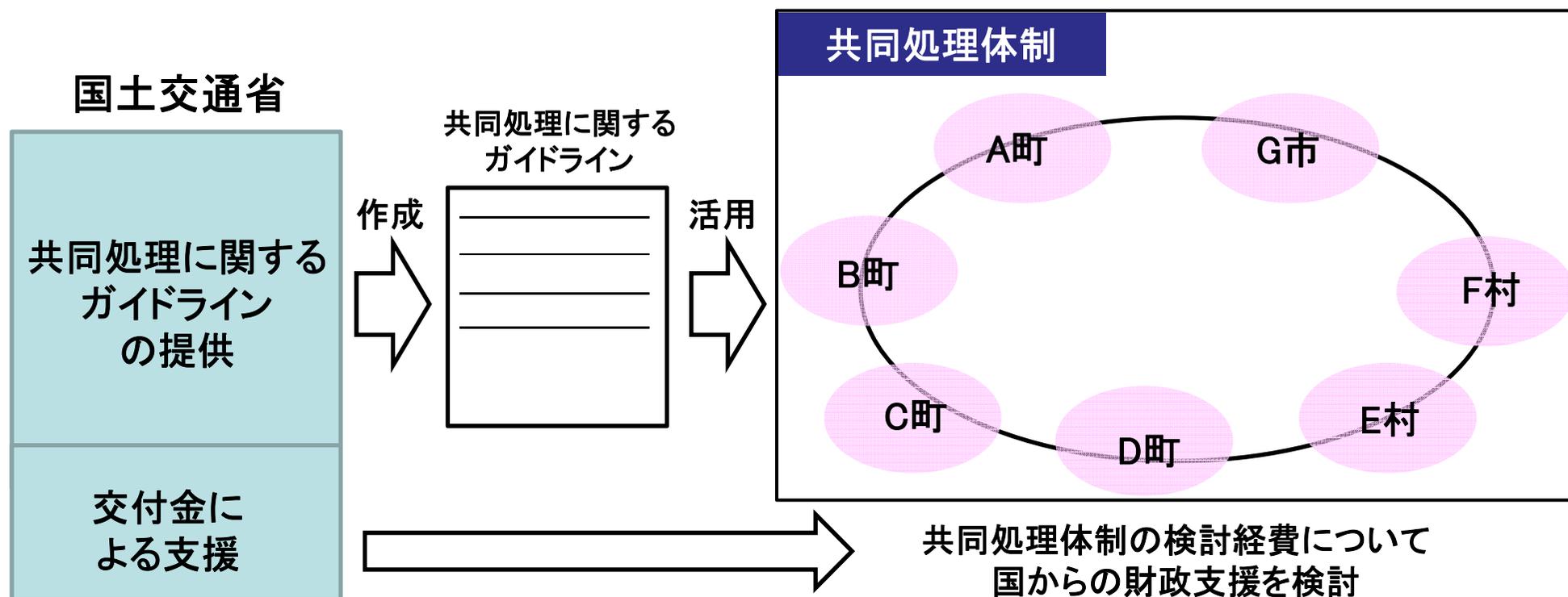
### ●共同処理の実施手引きの作成

- ・市町村連携の「ひな形」となるよう、「維持管理業務共同発注ガイドライン」を作成・提示。  
(共同発注する事務の範囲、各市町村の費用と標準的な考え方等)

### ●共同処理の検討に対する予算的支援

- ・上記共同処理体制を構築・維持するための検討経費についての支援を検討。

### <概念図>



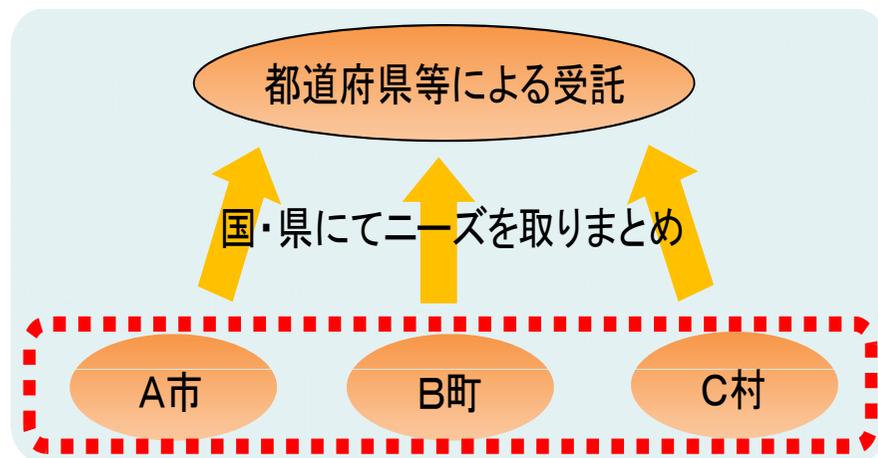
## (参考)道路事業における地域一括発注の取組について

○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

※群馬県、奈良県、和歌山県、宮崎県では、平成25年度より地域一括発注を実施

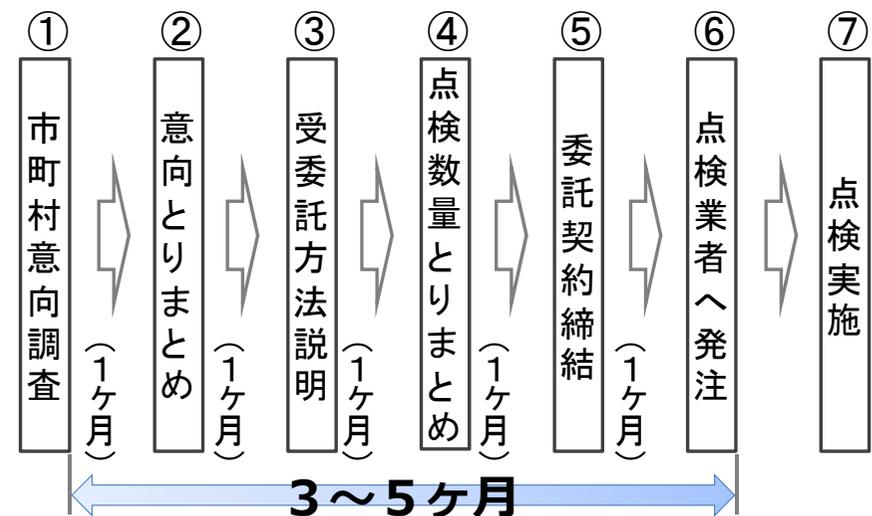
### 【イメージ図】

- 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



### 【手続きの流れ】

- 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



# (参考)地方自治法における主な事務の共同処理制度

共同処理制度	法人設立	管理者の権限・責任	制度の概要	主な適用事例と件数
協議会	法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会へ移動 (連帯責任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</li> <li>不法行為等については各構成団体の連帯責任と解されていることから、<u>責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</u>と言われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域行政計画等に関するもの[31件]</li> <li>視聴覚教育[25件]</li> <li>消防(通信指令等)[14件]</li> </ul>
連携協約 (平成26年度地方自治法改正により新設)		移動しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>「協議会」における事務の簡素化を図り、執行機関としての組織を設ける必要がないことから、素早い意志決定が可能。</li> </ul>	
事務の委託		受託団体へ移動 (受託団体の責任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>事務の委託を行うと、委託側は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の責任は受託団体に帰属する。</li> <li>効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体・受託団体双方において<u>権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる</u>場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平委員会[1,165件]</li> <li>住民票の写し等の交付[1,159件]</li> <li>競艇(場外発売等)[853件]</li> </ul>
事務の代替執行 (平成26年度地方自治法改正により新設)	移動しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が、他の地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において管理し及び執行する制度。</li> <li>権限は代替執行される側に残り、責任を負う。</li> </ul>		
一部事務組合	別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合へ移動 (別法人である一部事務組合の責任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が、その事務の一部を共同して、法人化した一部事務組合に行わせる制度。</li> <li>一部事務組合は管理者、議会、監査委員の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。</li> <li>組織や施設を安定的に管理・運営する上で優れている反面、<u>構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意志決定が難しくなると指摘</u>されることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理[398件]</li> <li>し尿処理[352件]</li> <li>消防、救急[282件]</li> </ul>

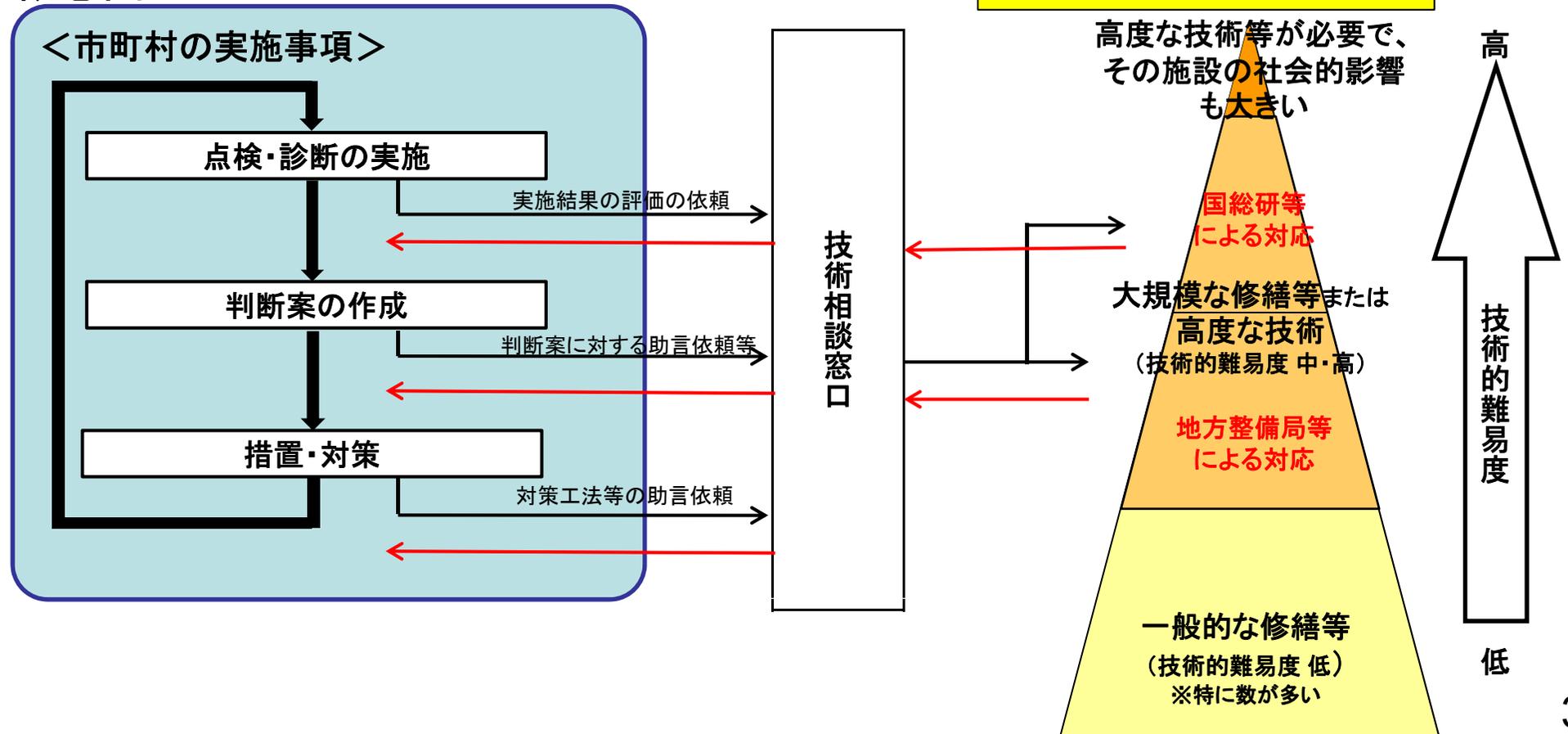
総務省 第30次地方制度調査会第32回専門小委員会 資料等を基に作成

### (3)市町村の行う判断への支援の仕組み

#### ●体系的な支援体制(助言体制)の構築

- ・市町村自らの実施事項や助言を行う者との責任関係を示した上で、助言対象施設の技術的難易度に応じた支援体制等の整備・充実を図る。

#### <概念図>

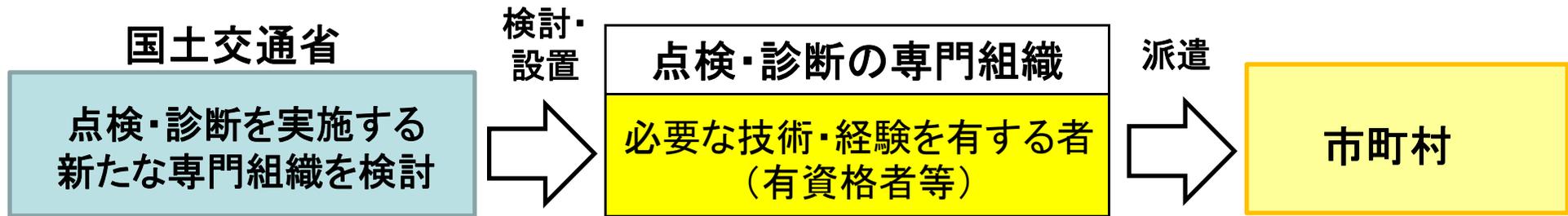


### (3)市町村の行う判断への支援の仕組み

#### ●新たな専門組織の検討

- ・今後市町村からの支援要請が増加し、支援する側の人員・体制が不足する場合は、必要な技術・経験を有する者(有資格者等)の活用も図りながら、点検・診断を実施する新たな専門組織も検討。

#### <概念図>



#### <検討イメージ:TEC-FORCE>

地方公共団体への現地での技術的助言  
(H25. 8山口島根豪雨 山口県山口市)



自衛隊・消防等の救命救助活動への支援  
(H25. 10台風26号 東京都大島町)



市町村長の右腕となるリエゾンを派遣  
(H23.3東日本大震災 岩手県田野畑村)



## (4)代行措置等による国による支援

- ・技術的難易度が高く、社会的影響が大きい場合等、一定程度以上の施設については、国の機関が責任をもって対処する仕組みの一層の活用が必要。

### <道路分野の事例>

#### 道路法に基づく、修繕等の代行制度

##### ●道路法

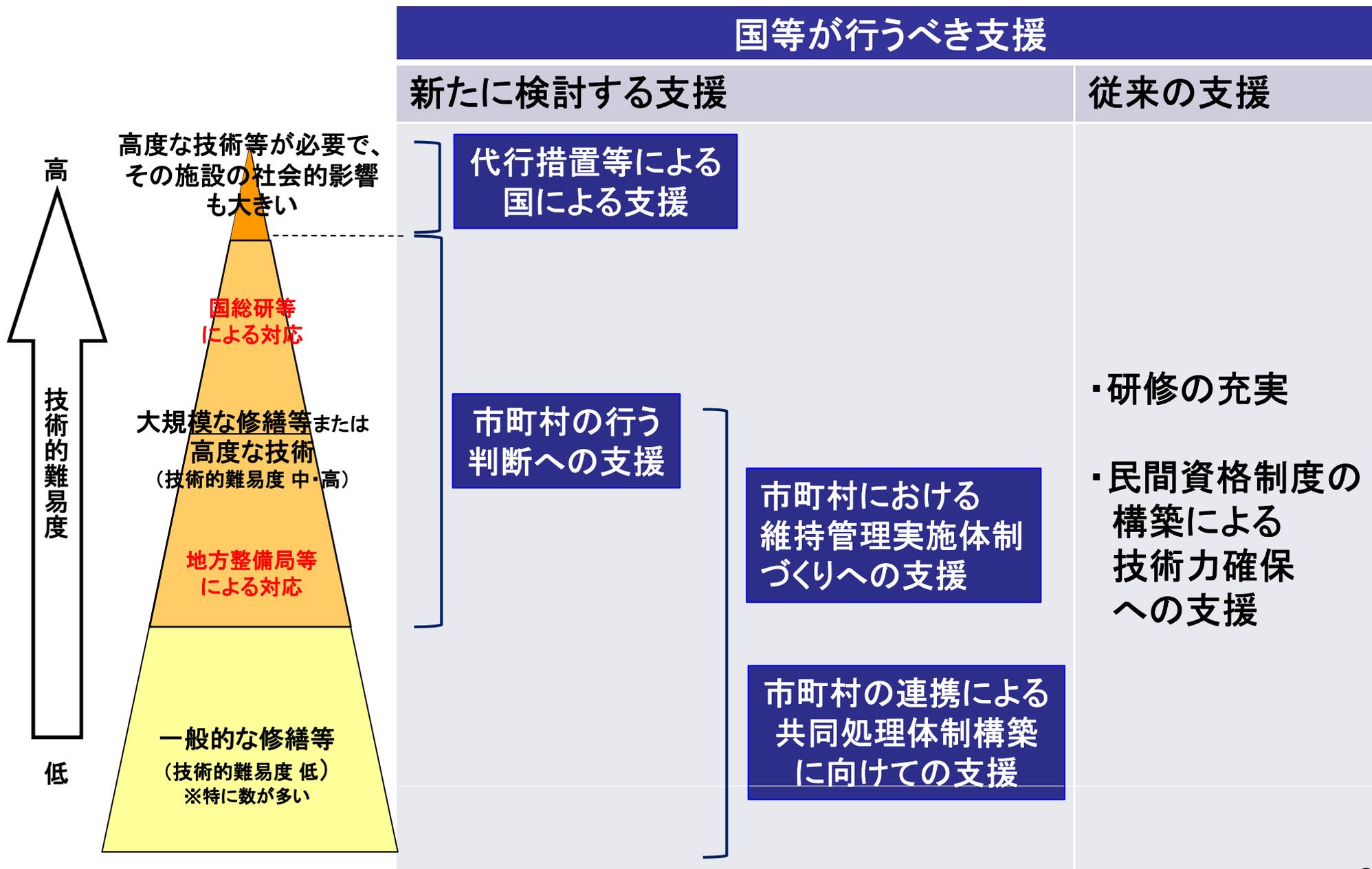
(道路管理者の権限の代行)

##### 第十七条 6

国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道(地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。)を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

今後他の施設分野においても、修繕等の代行措置等を検討

# サステイナブルな維持管理の体制の整備



---

## 5. 維持管理における民間分野の 役割の方向性

## 維持管理における民間分野の役割の方向性

### 〔基本的考え方〕

- 施設の安全性等に直結する維持管理は、その責任を負う施設管理者が行うことが原則  
(民間分野は、維持管理に関わる一連の行為の一部の委託で関与)



### 〔維持管理分野での民間分野の一層の活用で期待される効果〕

- 維持管理の体制の一部代替  
(維持管理のための市町村の体制が充分整わないときの補完的役割)
- 維持管理における民間分野の技術力の導入  
(民間による新技術等の開発・導入が促進され、維持管理技術の向上、効率化が図られる。)



事業促進PPPや包括的民間委託等、試行的に取り組んでいる事例を踏まえ、今後、課題等を含め、その方向性を整理